## Typekit サービス契約

最終改訂:2016年11月2日前バージョンの全内容に代わるものです。

「Typekit サービス」のご使用または、「本サービス」の一部でもインストールすることにより、お客様は以下の 契約条件に同意したことになります。以下の内容をよくお読みください。

## 概要表

サブスクリプションプランの比較	個人プラン	ビジネスプラン	エンタープライズプラン
基本条項	•	•	•
追加 SLA		•	•
補償			•

# 1. 定義

「本追加条件」で括弧付きで使用されている用語は、以下の意味を持ちます。「本追加条件」で定義されていない括弧付きの用語については、www.adobe.com/go/terms\_jp\_に記載されている「一般利用条件」に定義する意味があります。

- 1.1 「**アカウント**」は「本サービス」に最初に登録した際に「お客様」が作成したアカウント(アドビ ID とユーザープロファイル)を意味し、アドビが「お客様」に提供する、またはアドビがお客様をお客様のアカウントに関連付けるための一意のキーまたは ID を含みます。
- 1.2 「**アドビ**」とは、本契約の締結時点での「お客様」の所在地が米国、カナダ、またはメキシコの場合は、デラウェア州法人である、345 Park Avenue, San Jose, California 95110 の Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)を意味し、その他の場合は、4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Dublin 24, Ireland の Adobe Systems Software Ireland Limited を意味します。
- 1.3 「**代理店**」とは、顧客やクライアントのために Web デザイン、グラフィックデザイン、広告、マーケティング等のサービス(このサービスには「公開メディア」を作成し維持することが含まれます)を提供する個人または事業者を意味します。
- 1.4 「**コンピュータ**」とは、サーバー、デスクトップコンピュータ、ラップトップ、モバイルデバイス、インターネット接続デバイス、ハードウェア製品等、データを保存し処理するための仮想デバイスまたは物理デバイスを意味します。デバイスに 2 つ以上の仮想環境(仮想マシンおよび仮想プロセッサを含む)が含まれる場合は、各仮想環境を別々のコンピュータと見なします。
- 1.5 「**お客様のコンテンツ**」とは、「本契約」に従って「本サービス」で使用するために第三者から「お客様」に別途、使用許諾されたフォントまたはフォントファミリー(「アドビー般利用条件」では「コンテンツ」という用語が使用されているため、「コンテンツ」といいます)を意味します。

- 1.6 「**派生物**」とは、「使用許諾コンテンツ」(使用許諾ソフトウェアも含む)に基づく、またはこれから派生したバイナリデータであり、当該バイナリデータをリキャスト、変形または修正できる形式のバイナリデータを意味し、「使用許諾コンテンツ」から変換できる形式のバイナリデータを含むがこれらに限定されません。
- 1.7 「**ドキュメンテーション**」とは、「使用許諾コンテンツ」に添付される、またはアドビが「お客様」による「本サービス」の「使用」に関して公開、利用可能にする、またはその他の形で「お客様」に提供する、説明的な文書およびファイル等のユーザードキュメンテーションを意味します。
- 1.8 「キット」とは、「お客様」が「本サービス」を通じて作成するコンピュータ用、Web 用、またはその他のメディア対応のソフトウェアパッケージを意味し、「お客様」の選択した設定、選択した「使用許諾フォント」、フォーマット、スタイルシート、およびその他のソフトウェアコード、ならびに各「キット」とそれに対応する「発行者」をラップして識別し、「公開メディア」に関連する「使用許諾フォント」の「使用」を管理して追跡記録するために、「本サービス」を介して配布される JavaScript で構成されます。
- 1.9 「**ライセンサー**」とは、「お客様による使用」のためにアドビが提供する「使用許諾コンテンツ」について、 アドビにライセンスを付与している第三者を意味します。
- 1.10 「**使用許諾コンテンツ**」とは、「使用許諾フォント」、「Marketplace フォント」、「使用許諾ソフトウェア」、および「本サービス」、「本サービスのインターフェース」、「本サービスのインターフェーストークン」を意味します。
- 1.11 「**使用許諾フォント**」とは、「本追加条件」に従って、「お客様による使用」を目的として「本サービス」 を通じてアドビが「お客様」に使用許諾するフォントまたはフォントファミリーを意味します。
- 1.12 「使用許諾ソフトウェア」とは、「本サービス」、および「本契約」が提供されるあらゆるすべてのソフトウェアを意味します。これらには、「使用許諾フォント」や「Marketplace フォント」、スクリプト、スクリプトロジック、もしくはその他のコード(「本サービス」内で使用される、または Typekit Sync にバンドルされている、もしくはアドビが「お客様」に対して「使用許諾コンテンツ」へのアクセスとこれらの受信を可能にするため「本サービス」を通して利用可能にするエクスポート済みファイル形式内(および「アップデート」や「アップグレード」、もしくは前述のいずれかに関連する「ドキュメント」)に組み込まれる)が含まれる、あらゆるソフトウェアファイルが含まれますが、これらに限られません。
- 1.13 「Marketplace フォント」とは、アドビまたは「ライセンサー」のエンドユーザー使用許諾条件に準拠した方法で「お客様の使用」を条件として、アドビまたは「ライセンサー」が「本サービス」を通じて「お客様」に使用許諾するフォントまたはフォントファミリーを意味します。
- 1.14 「**Marketplace オーダー**」とは、アドビと「ライセンサー」が「本サービス」を通じて「お客様」に対して 利用可能にする「Marketplace フォント」を意味します。
- 1.15 「**許可台数のコンピュータ**」とは、Typekit Sync をインストールすることのできるコンピュータの最大数を 意味し(「お客様」の「サブスクリプションプラン」に基づき許可される同時使用数またはインスタンスを含む)、「本サービス」にアクセスできるコンピュータを意味します。

- 1.16 「**発行者**」とは、「公開メディア」に表示される「使用許諾コンテンツ」以外のコンテンツを所有または管理する、個人もしくは企業体(「お客様」、もしくは「お客様」が代理を務める「お客様」のクライアントまたは顧客)を意味します。
- 1.17 「**公開ドキュメント**」とは、配布形式のデジタルドキュメント(Word、PDF、EPUB 等)であり、当該公開 ドキュメントにアクセスする者が表示、閲覧または使用できるようにするために、「使用許諾フォント」を使用 する(埋め込みか否かを問わない)ドキュメントを意味します。
- 1.18「公開メディア」とは、「公開ドキュメント」または「公開 Web サイト」の各々、または総称です。
- 1.19 「**公開 Web サイト**」とは、「お客様」がデザイン、開発、もしくは作成する Web サイト、Web ページ、もしくは Web ページのコンテンツであり、公開され、Typekit Web を使用して「使用許諾フォント」を統合、アクセス、および公開表示するものを意味します。
- 1.20 「**リセラープラットフォーム**」とは、Web サイトまたはその他の製品(例えば、ブログプラットフォーム、ソーシャルネットワークプロファイルなど)を提供するサービスのうち、顧客もしくはクライアントが自らフォントを選択できるようにするサービスを意味します。
- 1.21 「**本サービス**」とは、<u>www.typekit.com</u>からアクセスできる Typekit サービス Web サイトを意味し、Typekit Sync、Typekit Web、Typekit Marketplace、および Typekit サービス Web サイトから利用できるすべてのその他のサービス、機能またはコンテンツが含まれます。
- 1.22 「**サービスインターフェース**」とは、「本サービス」によってまたは「本サービス」を通して提供される、「お客様」が「本サービス」の機能にプログラム的にアクセスして「使用許諾コンテンツ」をプレビューできるようにする、もしくは「キット」を作成、設定、変更、公開して、「本サービス」のフォントライブラリにあるフォントについてのメタデータをフェッチできるようにする、プラグインもしくはアプリケーションインターフェースを意味します。
- 1.23 「**サブスクリプションプラン**」とは、「本サービス」への各種類の「サブスクリプションプラン」オプションを意味し、試用版、および <a href="https://typekit.com/plans">https://typekit.com/plans</a>で各サブスクリプションプランについて説明されている、関連する使用条件、許可量、制限、制約および料金表を含み、これらはここで言及することにより、「本追加条件」内に組み入れられます。
- 1.24 「**Typekit Sync**」とは、「お客様」の「コンピュータ」にアドビソフトウェアをダウンロードまたはインストールすることにより利用可能となる「Typekit Sync フォント」および「本サービス」の機能を意味し、「お客様」がパブリッシング(つまり、「公開ドキュメント」の作成)目的で行う「本サービス」および「Typekit Sync フォント」へのアクセスおよび利用を容易にするためのものです。
- 1.25 「**Typekit Sync フォント**」とは、「お客様」がパブリッシング(つまり、「公開ドキュメント」の作成)目 的で「お客様」の「コンピュータ」と同期した「使用許諾フォント」および「Marketplace フォント」を意味し ます。

- 1.26 「**Typekit Marketplace**」とは、「本サービス」のうち、アドビおよび「ライセンサー」が直接販売用に「Marketplace フォント」を提供するために使用する部分を意味します。この場合、Marketplace フォントには、アドビまたは「ライセンサー」独自のエンドユーザー使用許諾条件が適用されます。
- 1.27 「**Typekit Web**」とは、「お客様」が「公開 Web サイト」を作成する際に、「本サービス」および「Typekit Web フォント」へのアクセスおよび使用を容易にするための「Typekit Web フォント」および「本サービス」の機能を意味します。
- 1.28 「**Typekit Web フォント**」とは、「お客様」が「公開 Web サイト」を作成する目的で使用する、Web 形式 バージョンの「使用許諾フォント」および「Marketplace フォント」を意味します。
- 1.29 「**アップデート**」および「**アップグレード**」とは、いずれかの時点でアドビが「お客様」に対し「本サービス」のアップグレード、拡大、強化のために作成および配備、もしくは提供する、アップデート、改訂、変更、追加を意味します(ただし、別途条件で提供されたものは除く)。アドビはいかなる形でも、当該の変更についていかなる責任も負いません。
- 1.30 「**使用**」とは、「使用許諾コンテンツ」を「お客様」がダウンロード、統合、アクセス、同期、使用、もしくは表示することに関連する、「お客様」による「本サービス」のあらゆるすべての使用を意味します。
- 1.31 「**お客様**」および「**お客様の**」とは、「公開メディア」に関連して、自らのためもしくはクライアントまた は顧客に代わって、「本サービス」にアクセスするための「アカウント」を作成しこれを「使用」する、あらゆ る個人、企業体もしくは「代理店」を意味します。

# 2. 基本条項

「お客様」による「本サービス」の「使用」は「本追加利用条件」(以下、「**追加条件**」といいます)に従って行わなければなりません。この「追加条件」は、<u>www.adobe.com/go/terms\_jp</u> に掲載されている Adobe.com 一般利用条件(以下、「**一般条件**」といいます)を補足するものであり、この「一般条件」はここに言及することにより「本追加条件」に組み込まれます。

#### 2.1 サブスクリプションプランと Marketplace オーダー

- 2.1.1 「本サービス」には、(a) 無料の個人用「サブスクリプションプラン」、(b) 有料の個人用、ビジネス用、エンタープライズ用「サブスクリプションプラン」、および (c) 「Marketplace オーダー」があり、「お客様」は「使用許諾コンテンツ」にアクセスして、「お客様」の「公開メディア」で使用することができます。有料「サブスクリプションプラン」には、試用期間のあるものもあります。
- 2.1.2 どの「サブスクリプションプラン」料金および「Marketplace オーダー」にも、課税当局から課せられる税金等は含まれておりません。米国内での(連邦または州)税を除いて、これらの税金のお支払いの義務は「お客様」にあります。

# 2.2 超過、アップグレード、Marketplace オーダー

2.2.1 各「サブスクリプションプラン」には、使用量について制限があります。この制限は「使用許諾コンテンツ」に適用され、「お客様アカウント」プロファイルにも表示されます。「お客様」の「使用許諾コンテンツ」の使用量が、当該「使用許諾コンテンツ」について設定されている限度、または各「お客様」の「サブスクリプションプラン」について設定されている限度を超えた場合(以下、「超過」といいます)、「お客様」が個人であるか、再販者であるか、Typekit エンタープライズプランまたは Creative Cloud エンタープライズのサブスクライバーであるかにかかわらず、また超過が故意か偶然であるかにかかわらず、アドビは独自の判断により、「お客様」の Typekit エンタープライズプランまたは Creative Cloud エンタープライズのセールスオーダーに記載されている住所宛て、あるいは「お客様」の個人または「ビジネスプランアカウント」宛てに請求書を送り、さらに超過について「お客様」のクレジットカードに直ちに請求する、「お客様」のアカウントを「お客様」の使用レベルに適切な「サブスクリプションプラン」に変更する、または「お客様アカウント」あるいは超過に対する請求がすべて支払われるまで「お客様」による「使用許諾コンテンツ」へのアクセスを停止する権利を有します。「お客様」は「お客様アカウント」の未払い金すべてについて、請求に応じて、アドビに直ちに支払うことに同意します。

2.2.2 無料個人「サブスクリプションプラン」にお申し込みの場合、「お客様」が現在アクセス可能な「使用許諾コンテンツ」の一部は将来的に有料「サブスクリプションプラン」に移行する場合があることを、「お客様」は了解するものとします。その結果、かかる「使用許諾コンテンツ」に引き続きアクセスするために、「サブスクリプションプラン」レベルをアップグレードまたは変更する必要がある場合があります。

2.2.3 無料個人「サブスクリプションプラン」から有料「サブスクリプションプラン」にアップグレードする場合、または有料「サブスクリプションプラン」(有料「サブスクリプションプラン」の試用期間中を含む)から、それよりも料金の高い別の「サブスクリプションプラン」にアップグレードする場合、その時点で有効な無料「サブスクリプションプラン」または有料「サブスクリプションプラン」(「サブスクリプションプラン」の試用期間を含む)の期間はアップグレードした時点で終了し、新しい有料「サブスクリプションプラン」の料金が直ちに「お客様」のクレジットカードに請求されます。

2.2.4 有料「サブスクリプションプラン」からダウングレードした場合、その結果、いくつかの機能が使えなくなる、または「お客様アカウント」に割り当てられている使用容量もしくは使用限度が減る場合があることにご注意ください。アドビはかかる損失に対して責任を負いません。

2.2.5 「お客様」が有料「サブスクリプションプラン」を解約した場合、自動的に無料個人「サブスクリプションプラン」に移行します。「お客様」がお客様の有料「サブスクリプションプラン」を無料個人「サブスクリプションプラン」に転換するときに、「Marketplace フォント」を取得してある場合、お客様はその「Marketplace フォント」に引き続きアクセスできます。

2.2.6 「Marketplace フォント」の料金は、事前の予告なしに変更される場合があります。

- 3. お客様の権利および義務、使用許諾コンテンツのお客様による使用についての制限
- 3.1 「お客様」による「使用許諾コンテンツ」の使用 「お客様」が選択する「Marketplace オーダー」または「サブスクリプションプラン」に応じて、「お客様」が「使用」できる「使用許諾コンテンツ」のカテゴリーは異なります。「本追加条件」内で説明するサービス、機能または「使用許諾コンテンツ」のカテゴリーの中には、一部の「サブスクリプションプラン」では利用できないものがあります。ご登録、「使用許諾コンテンツ」へのアクセスまたは「使用」の時点で、「お客様」が選択した「サブスクリプションプラン」(および有料の場合は「サブスクリプションプラン」料金のお支払い)に応じて、「お客様」が「サブスクリプションプラン」を中断なく維持する限り、アドビは、Typekit Web サイト上で「使用許諾コンテンツ」に割り当てられている許可に基づき、「公開メディア」上で、および「公開メディア」のデザインおよび開発に関連して、「使用許諾コンテンツ」にアクセスし「使用」するための非独占的、譲渡不能、移転不能な、制限付きの権利およびライセンスを「お客様」に付与します。ただし、以下を条件とします。
- 3.1.1 **デスクトップパブリッシング** 「お客様」の「サブスクリプションプラン」に、デスクトップパブリッシング用に「使用許諾コンテンツ」を使用することが規定されている場合、
- (a) 「許可台数のコンピュータ」上でのみ、Typekit Sync(Typekit Sync からダウンロード、インストール等により 利用することをアドビが許可している「使用許諾コンテンツ」を含む)を使用することができます。
- (b) 「コンピュータ」にインストールしたら、Typekit Sync から「使用許諾コンテンツ」にアクセスし、利用可能な「Typekit Sync フォント」から、デスクトップパブリッシングに使用する「お客様」の「コンピュータ」に同期させたいフォントを選ぶことができます。
- (c) 「お客様」は、「公開ドキュメント」のデザインおよび開発のため、「お客様」の「コンピュータ」に同期されている「Typekit Sync フォント」を使用することができます。またこの「公開ドキュメント」を印刷、閲覧および編集することを目的に、ドキュメント内に「使用許諾フォント」のコピーを埋め込むことができます。このフォントは、作品を表示するために必要なグリフのみを含むサブセットでなければならず、「公開ドキュメント」では、埋め込みフォントのデータが難読化されているか、故意または不注意による開示あるいは不正使用から保護されていなければなりません。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を暗示するものでも許可するものでもありません。
- 3.1.2 **Web サイトパブリッシング** 「お客様」の「サブスクリプションプラン」に、「使用許諾コンテンツ」を Web サイトパブリッシングのために使用することが規定されている場合、
- (a) 「お客様」は、「お客様」の「公開 Web サイト」または Web ページのデザインおよび開発のために「使用許諾コンテンツ」を「使用」することができます(この目的にはアドビが指定するキットを使用しなければなりません)。また、「公開 Web サイト」のデザイン内で、「お客様」が選択した「使用許諾フォント」を参照、もしくはリンクをエンコードすることができます。これにより他の人がお客様の「公開 Web サイト」を表示またはインタラクトしたときに、他の人に対しても「お客様」が望む「使用許諾フォント」でコンテンツが表示されます。

- (b) 「お客様」は、本第 3.1.2 条で説明されている「公開 Web サイト」内に限って、「使用許諾フォント」を使用 することができます。
- 3.2 「お客様」が代理で「公開 Web サイト」を作成した「発行者」による、「使用許諾コンテンツ」の使用「お客様」が「発行者」のために代理で「公開メディア」を作成した場合、当該「発行者」は「本サービス」に加入し、または本サービスにアクセスするための契約を別途アドビとの間で締結していれば、「お客様」が当該「公開メディア」で使用した「使用許諾コンテンツ」にアクセスしこれを使用し続けることができます。「お客様」は、「お客様」のクライアントである「発行者」に対して、「本追加条件」(www.adobe.com/go/terms\_jp\_で閲覧可能)の写しまたは「本追加条件」に関する通知を提供することに同意するものとします。

#### 3.3 本サービスの再販

- 3.3.1 「お客様」が「代理店」の場合、「本サービス」を再販する制限付き権利を有します(「代理店」として自身の顧客またはクライアントに提供するサービスと関連して再販する場合に限る)。ただし、アドビは、「代理店」が「本サービス」に登録する「公開メディア」の数、またはかかる「代理店」に提供されるサービス範囲に制限を設けることができます。
- 3.3.2 「お客様」が「リセラープラットフォーム」の場合、アドビからの書面での明確な事前の許可なく、「使用許諾コンテンツ」のいかなる部分も「使用」しないことに同意するものとします。「お客様」が Free Font Service のみを使用する「リセラープラットフォーム」の場合、電子メールに「お客様」のお名前および「リセラープラットフォーム」の名前を記載し、件名を「リセラープラットフォームの通知」として、<a href="mailto:support@typekit.com">support@typekit.com</a> 宛てに送り、事前の書面による通知をアドビに送るだけでかまいません。
- 3.3.3 「リセラー プラットフォーム」は、法律に従って、「使用許諾コンテンツ」を使用しなければなりません。 これには、データまたはソフトウェアのインポート/エクスポートに関する法律、および個人を特定できる情報に 適用されるデータ保護法と個人情報保護法が含まれますが、これらに限りません。
- 3.4 「使用許諾コンテンツ」に関する義務、制限、制約および使用の禁止
- 3.4.1 **ドキュメンテーションの複製** 「お客様」は「ドキュメンテーション」を複製することができますが、 「使用許諾コンテンツ」の利用に関連して、内部で参照するために合理的に必要な量を超えて複製しないものと します。
- 3.4.2 「使用許諾コンテンツ」へのアクセスの継続 「使用許諾コンテンツ」の提供、有効化、もしくは同期、または「使用許諾コンテンツ」への「お客様」のアクセスの許可、更新、もしくは確認のため、「使用許諾コンテンツ」への継続的アクセスには、反復的なインターネットへの接続が必要な場合があります。「お客様」が「公開メディア」に使用する「使用許諾フォント」は、「お客様」が中断なく「サブスクリプションプラン」を維持している(有料の場合はすべての「サブスクリプションプラン」料金を支払っていることを含む)場合に限って、「お客様」に対しておよび当該「公開メディア」にアクセスし表示する第三者に対して表示できるものとします。

- 3.4.3 **含まれるオープンソースコンポーネント** 「使用許諾コンテンツ」の一部は、オープンソースソフトウェアのコンポーネントやプログラムを使用していたり、これらを含んでいる場合があります。「お客様」がそのような「使用許諾コンテンツ」を使用する場合、別途、「使用許諾コンテンツ」に添付されている著作権ファイルまたは使用許諾通知に指定されているオープンソース使用許諾書の条件にも従わなければなりません。
- 3.4.4 **既存の通知の維持** 「使用許諾コンテンツ」は、特許、著作権、商標表示等の特定の所有権通知とともに 提供される場合があります。当該の所有権通知はすべて、(外したり変えたりせずに)提供された形そのままで、 「使用許諾コンテンツ」に表示しなければなりません。
- 3.4.5 **「使用許諾コンテンツ」の使用の禁止** 「使用許諾コンテンツ」に含まれる、あるいは「使用許諾コンテンツ」とともに配布される特定のオープンソースに適用される、オープンソースライセンス条項で許可されている場合を除き、「お客様」は以下について明示的に禁止されています。
- (a) 「お客様」自身のサーバーもしくはセルフホストのオプションまたはサービス上に、「使用許諾コンテンツ」 をホストする。ただし、お客様の「サブスクリプションプラン」で明示的に許可されている場合を除きます。
- (b) 「本追加条件」第 3.1 条で規定される場合を除き、「使用許諾コンテンツ」を「お客様」の「公開メディア」内にバンドル、埋め込みもしくはその他の形で配布し、または「使用許諾コンテンツ」を使用するためのアクセスに関する「お客様」の権利を他者にサブライセンスする。
- (c) 「お客様」の「公開メディア」内から「使用許諾コンテンツ」の外部出力を許可し、または「使用許諾コンテンツ」のいずれかの部分をスタンドアローンベースで、または他者が当該「使用許諾コンテンツ」を使って「お客様」の「公開メディア」以外で新たなコンテンツを作成できるような形で配布する。
- (d) 「使用許諾コンテンツ」に機能を追加する、もしくは「使用許諾コンテンツ」のいずれかの部分について変更する、改造する、翻訳する、変換する、修正する、作成する、または派生物を作成するもしくは作成させる。
- (e) 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等により「キット」、「本サービス」もしくは「使用許諾コンテンツ」のソースコード解読を試みる、または「キット」、「本サービス」もしくは「使用許諾コンテンツ」におけるソフトウェア保護のメカニズムを無効化、バイパス等により回避する。ただし、「お客様」が所在する法域に適用される法律によって、特に上記の制限が禁止される場合を除きますが、その場合も「お客様」はまず、アドビに対しかかる情報を要求しなければなりません。アドビは、独自の裁量により、「お客様」に対しかかる情報を提供するか、または、「本ソフトウェア」および「使用許諾コンテンツ」におけるアドビとその「ライセンサー」の「知的財産権」を確実に保護するため、適切な料金を含め、「本ソフトウェア」および「使用許諾コンテンツ」の使用に対し合理的な条件を課すことができます。
- (f) 「使用許諾コンテンツ」の「使用」に関する「お客様」の権利のいずれかの部分について、譲渡、担保権設定、 またはその他の形で移転する。
- (g) アドビが「使用許諾コンテンツ」をインストールした「キット」、「お客様」の「コンピュータ」上のロケーションまたはフォルダから、当該「使用許諾コンテンツ」の複製、移動または削除を試み、またはアドビが

当該目的のために提供する手段を使って「本サービス」へ直接加入する以外の方法で、「使用許諾コンテンツ」へのアクセスまたは「使用」を試みる。

- (h) 業務用印刷サービス業者等、サービスビューローとの取り決めにおいて使用するため、「使用許諾コンテンツ」を複製または配布する(「本追加条件」の第 3.1.1 条に従い、特定の種類の「公開メディア」に埋め込まれる「使用許諾フォント」について明示的に許可される場合を除く)。
- 3.4.6 **本追加条件の遵守** アドビは、合理的な通知を送ることにより、「お客様」による「本追加条件」の遵守 に関する記録を要請することができ、「お客様」アドビの要請を受領した日から 30 日以内にかかる記録をアドビに提供することに同意するものとします。
- 3.5 「お客様」が「本サービス」を通じて提供する「お客様のコンテンツ」に関する権利のアドビへの付与「お客様」は「本サービス」、「使用許諾コンテンツ」または「公開メディア」を介したホスティング、または「使用」に関して、もしくはそれらに関連して、アドビに「お客様のコンテンツ」を提供する場合があります。アドビは「お客様のコンテンツ」の所有権を主張しませんが、「お客様」のリクエストに対応したり、「お客様」または他者による「本サービス」の「使用」を容易にするために、「お客様」から特定の権利を得る必要があります。
- 3.5.1 「本サービス」からのホスティングのため、「お客様」がアドビに提供する「お客様のコンテンツ」について、「お客様」はアドビに対して、「お客様のコンテンツ」へのアクセス、利用、複製、編集、改変、翻訳、再フォーマット、再現、公開、送信、配布、公的実施、公的表示について、全世界を対象とした、非独占的かつ譲渡可能、ロイヤルティなしの完全支払い済みのライセンスを付与するものとします。これには、「お客様のコンテンツ」および同コンテンツに埋め込まれているデザインに関するすべての「知的所有権」に関する非独占的かつサブライセンス可能な権利およびライセンスが含まれ、また、「お客様のコンテンツ」を修正し複数のフォーマットに変換して「公開メディア」に関して「本サービス」を介してアドビが利用、複製、表示、公開、ホスティングおよび配布できるようにするために必要とされる、アドビ独自のアウトラインヒンティング、スムース化カスタマイゼーション、プログラムエンコードルールおよび指示、難読化、セグメンテーションおよびサブセット技術、アルゴリズム等のプロセス、ならびにそれらに関連するすべてのリソースおよびドキュメンテーション(以下、「アドビによるフォント最適化」と総称)を適用する非独占的かつサブライセンス可能な権利およびライセンスが含まれます。
- 3.5.2 「お客様」は、本条で付与される権利の付与を妨げる契約またはその他の取り決めを締結していないことを 表明し保証するものとします。
- 3.5.3 「お客様」は、「お客様」が「本サービス」の「使用」を円滑化する目的でアドビに提供する「お客様のコンテンツ」に関連または起因する、いかなる請求、要求、訴因、および一切の責任、費用、経費(妥当な弁護士費用を含む)からもアドビとその役員、代理人、従業員、関連会社を補償および防御し、それらに損害を与えないものとします。
- 3.5.4 「お客様」は、「本サービス」上で、もしくは「本サービス」を通じてアドビへ提供する「お客様のコンテンツ」に関する権利を保持します。「お客様」は、アドビが「お客様のコンテンツ」に対して適用するすべての

「アドビによるフォント最適化」に関する権利は、アドビが所有することを了解し、これに同意します。疑義を避けるために、アドビは、「本サービス」を通じて「お客様のコンテンツ」を配布し、複数の環境で使用できるようにするために行われる、「お客様のコンテンツ」を複数の形式に変換するためにアドビが行う「アドビによるフォント最適化」、変更、およびその他の作業に組み込まれるすべての「知的財産権」を有します。

#### 4. その他の権利と義務

4.1 **サポート** テクニカルサポートは、有料「サブスクリプションプラン」に加入の「お客様」に対してのみ、 その加入サービスのレベルに応じて提供されます。テクニカルサポートの提供に関連して、アドビは、「お客様」 または「お客様」の社員に連絡し、「お客様」のシステムまたはネットワークへのアクセスを要請する必要があ る場合があります。「お客様」から上記の協力を得られない場合、アドビは「お客様」に提供するサポート範囲 を制限することができます。

#### 4.2 終了

4.2.1 「お客様」は、コンテンツの所有者または使用許諾権利者であるコンテンツ「ライセンサー」からアドビが「使用許諾フォント」または「Marketplace フォント」を取得することを了解し、これに同意します。かかるフォントを「使用」し、「公開メディア」に組み込むことに関連した「お客様」の権利およびライセンスは、アドビとそのコンテンツ「ライセンサー」との間の契約の継続的な法的強制力に影響されるものとします。アドビとそのコンテンツ「ライセンサー」との間の関連する契約が終了した場合も、「お客様」は、アドビから終了通知を受け取らない限り、「お客様」の「公開メディア内」で当該フォントを使用することができます。アドビは、そのようなあらゆる終了に先立って妥当な努力を払い、通知を提供します。

4.2.2 アドビはいつでも適宜、通知の有無もしくはいかなる理由にも関わらず、「本サービス」またはその料金(もしくはその一部)、「お客様」による「本サービス」へのアクセス、「使用許諾コンテンツ」、もしくは「サービスインターフェース」を、一時的または永久的に制限、変更、停止、または中止する権利を留保します。アドビは、「本サービス」、「使用許諾コンテンツ」、もしくは「お客様」によるこれらへのアクセスに関する、かかる制限、変更、中断、または中止について、「お客様」またはいかなる第三者に対しても、責任を負いません。

4.2.3 アドビは、「お客様」が「本追加条件」に違反した場合、有効な「アカウント」の料金を常に支払い済みの 状態に保てない場合、または必要な「サブスクリプションプラン」料を支払えない場合、「お客様のアカウント」 および「本サービス」や「使用許諾コンテンツ」を使用する権利を停止または終了することができます。

4.2.4 アドビは、その独自の裁量で、「サービスインターフェース」を介した濫用の事象、「本サービス」への過剰に頻繁なリクエスト、または「サービスインターフェース」を介した他の過剰な使用があると判断した場合、「お客様のアカウント」の「サービスインターフェース」へのアクセスを一時的または永久的に停止することができます。

4.2.5 方法の如何に関わらず、「本サービス」または「使用許諾コンテンツ」の運営を阻害する試みは、刑事処分が科せられる場合があり、調査および起訴の対象となります。

4.3 **払い戻し** 既にお支払いいただいた「サブスクリプションプラン」または「Marketplace オーダー」の解約、 ダウングレードまたはその他の変更については返金はいたしません。

#### 4.4 終了また解約の効果

- 4.4.1 「お客様」からの終了、「お客様」による「本追加条件」の違反が原因によるアドビ側からの終了のいずれであるかにかかわらず、「お客様のアカウント」が終了した時点で、アドビはそれ以降の通知なく「お客様のアカウント」を閉鎖します。
- 4.4.2 「お客様のアカウント」、または「本サービス」の「お客様」による「使用」やアクセスが終了もしくは解約されると、「お客様のアカウント」は即座に無効になるか削除され、「お客様」のサービス構成全体、Web サイトデザインのデータを含む、「お客様のアカウント」のすべてのコンテンツが没収されて削除されます。この情報は一旦削除されると復元することも取り出すこともできません。
- 4.4.3 「本サービス」または「本追加条件」に関するご質問がある場合は、<a href="https://typekit.com/help">https://typekit.com/help</a> に掲載されるサービスサポートページをご覧ください。

#### 5. ビジネスプラン

ビジネス「サブスクリプションプラン」に基づき、「本サービス」に加入する「お客様」の場合
(https://typekit.com/plans で定義され説明されるプランであり、特定のサービス、機能または指定されている
「使用許諾コンテンツ」のカテゴリーが、「お客様」の「サブスクリプションプラン」に基づき利用できる場合)、上記第 1 条から第 4 条までおよび本第 5 条で規定される条件が「お客様」の使用条件となります。ただし、「お客様」が別途、ビジネス契約、企業契約もしくはフォントおよびライセンス契約等の取り決めをアドビとの間に結ぶ場合は、当該の契約およびそれに関連するセールスオーダーまたは他の注文書に記載の条件が、「本追加条件」に取って代わります。

- 5.1 **サービスレベル契約(SLA)**以下の条件が、各ビジネス「サブスクリプションプラン」に個別に適用されます。
- 5.1.1 **サービスの稼働率** 「サービスの稼働率」とは、「本サービス」がリクエストを受け取り、処理し、対応できる時間(特定の歴月中にサービスが利用できる分単位の時間数を、当該歴月の総分数で割ったパーセンテージとして計算)と定義され、これは毎月、測定されますが、すべての場合について、アドビによる本サービスの定期メンテナンスの時間及び不可抗力(天災、テロ、労働争議、火事、洪水、地震、政府による措置、命令、制限、サービス妨害攻撃、その他の悪意ある行為、停電またはアドビの相応の支配の及ばない理由によるサービスの提供不能)による停止の時間を除きます。
- 5.1.2 **サービスの稼働率目標** アドビは、毎月測定されるサービスの稼働率が少なくとも 99.9%になるよう相応の 努力を尽くします。
- 5.1.3 **サービスの稼働率の保証** 所定の月においてサービス稼働率が第 5.1.2 条に規定する目標に達しなかった場合、「お客様」が「本追加条件」に従って義務を果たし続けていることを条件に、「お客様」は、本第 5 条の要

件に従って、その月のサービス不稼働が連続して 4 時間を超えた各日に対して 1 日のサービスクレジットを受け取る権利があり、その時点のサービスサブスクリプション期間が終了すると、「お客様のアカウント」に適用されます。

- (a) このサービス稼働率目標の計算にあたっては、「本サービス」の不稼働が発生した時点から 3 営業日以内に、「お客様」がサービスサポートチームにトラブルチケットを開くか発行した場合のみに、アドビは「本サービス」が「不稼働」であったと見なします。
- (b) アドビがサービス稼働率の目標を達成できなかったことに対して、クレジットを得るには、「お客様」がクレジットを要請する原因となるサービスの不稼働が発生した月の次の暦月までに、書面にてかかるクレジットを要請する必要があります。
- (c) 「お客様」の記録とアドビの記録のデータに矛盾がある場合、アドビの記録のデータが優先するものとします。
- (d) 本条で提供されるサービスクレジットは、「本サービス」の障害またはアドビが「本サービス」の稼働率目標を達成できなかったことに対する、「お客様」の唯一かつ排他的な救済措置とします。サービスクレジットの未使用分は、「本サービス」または「お客様」の「サブスクリプションプラン」契約の終了時に有効期限が切れます。
- (e) サービスの不稼働、停止、またはその他の問題を報告するには、お客様の「サブスクリプションプラン」に 関して提供されたサービスサポートの電子メールアドレスか、または <u>support@typekit.com</u>までメッセージをお 送りください。お客様のメッセージには、問題の説明、不稼働または停止の日付と期間を必ず記載してください。 関連する Web サイトモニターレポートがある場合、その URL を含むこともできます。

## 6. Typekit エンタープライズプラン

エンタープライズプランのご利用条件は、別の文書に規定しています。当該の別文書の条件は、「本追加条件」より優先されます。Typekit エンタープライズプランサブスクリプションプランは、Creative Cloud エンタープライズプラン等の、追加または別のライセンス条件および価格条件のもと「お客様」に提供されるまたは「お客様」が利用できる、他のエンタープライズプランの提供物とは別個の異なるものです。

Typekit Services Agreement-ja\_JP-20161102